

## 有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類

提出書類	対象	摘要
新規申請書及び誓約書 (指定様式) (原本)	全業者	
暴力団排除に関する誓約書 (兼同意書) (指定様式) (原本)	全業者	
使用印鑑届 (指定様式) 又は委任状 (兼使用印鑑届) (指定様式) (原本)	全業者	
印鑑証明書 (原本)	全業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請月から3か月以内に取得したもの</li> <li>・法務局で取得してください</li> </ul>
納税証明書 (国税) (原本)	全業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請月から3か月以内に取得したもの</li> <li>・様式「その3の3」</li> <li>・所轄の税務署で取得してください</li> </ul>
納税証明書 (岡山県税) (原本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に本社、本店等主たる営業所を有する者 (市内業者)</li> <li>・市内に市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等を有する者 (準市内業者)</li> <li>・県内に本社又は市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等を有する者 (県内に本社又は委任先がある市外業者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請月から3か月以内に取得したもの</li> <li>・県の様式「納税証明書交付申請書」で、証明書の使用目的を「指名願添付・入札参加資格審査申請」、申請税目を「県徴収金等の滞納がないこと」で証明を受けたもの</li> <li>・所轄の県民局で取得してください</li> </ul>
滞納無証明書 (岡山市税) (原本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に本社、本店等主たる営業所を有する者 (市内業者)</li> <li>・市内に市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等を有する者 (準市内業者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請月から3か月以内に取得したもの</li> <li>・市の様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの</li> <li>・準市内業者の方は、委任先等 (市内の支店又は営業所等) の内容で取得してください</li> <li>・各区市税事務所、地域センター等で取得してください</li> </ul>

滞納無証明書 (代表者の岡山市税) (原本)	本社の代表者が岡山市に住民登録を している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請月から3か月以内に取得したもの</li> <li>・市の様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの</li> <li>・各区市税事務所、地域センター等で取得してください</li> </ul>
社会保険料納入証明書 (社会保険料) (原本)	市内に本社、本店等主たる営業所を 有する法人(市内法人業者) 職員数5人以上の市内個人業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請月から3か月以内に取得したもの</li> <li>・指定様式「社会保険料納入証明申請書」で証明を受けたもの</li> <li>・所轄の年金事務所で取得してください</li> <li>・社会保険の適用を除外されている方は、指定様式「社会保険の適用事業所ではないことの申出書」を提出してください</li> </ul>
商業登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (写し可)	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請月から3か月以内に取得したもの</li> <li>・法務局で「履歴事項全部証明書」を取得してください</li> </ul>
財務諸表(写し)	全業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直前の決算期のもの</li> <li>・「貸借対照表」及び「損益計算書」</li> </ul>
登録証明(登録証明書、営業許可証明書等)(写し)	全業者	(一般)労働者派遣事業許可証
業務実績調書 (指定様式又は任意様式) (原本又は写し)	全業者	・直前1年間に本業務の類似業務を請け負った実績があれば、記入してください

※指定様式は、岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>入札参加資格審査申請>新規申請〔入札参加資格審査申請〕>要項・申請書(役務))からダウンロードしてください。

※契約課に新規申請(入札参加資格審査申請)を行っている事業者においては、別紙1の提出書類は、新規申請書類の写しでも可能です。